

資料1 迅速審査の定義について

(独) 医薬品医療機器総合機構
信頼性保証部信頼性第一課

1. 「迅速審査」の定義（以下、【参考】参照）

迅速審査は、「治験審査委員会によりすでに承認された進行中の治験」に関わる軽微な変更についての審査である。

また、軽微な変更（迅速審査の対象として考えられるもの）とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、かつ被験者への危険（影響）を増大させない変更である。

2. 「軽微な変更（治験の実施に影響を与えない範囲で、かつ被験者への危険（影響）を増大させない変更）」の定義（案）

迅速審査の規定が治験審査委員会の手順書に、迅速審査と承認を行う場合の条件（迅速審査の適用範囲、判断する者、審査方法、治験審査委員会への報告等）が定められており、手順書に従った会議の運営がされている場合には、被験者に対し精神的かつ生体的侵襲の可能性がなく、危険を増大させない範囲での軽微な変更を迅速審査で審査することができる。

迅速審査の対象となるものは、例えば、治験依頼者の組織・体制変更、治験契約期間の延長、実施（契約）症例数追加（治験の実施に支障を来さない範囲内）、治験分担医師及び治験協力者の追加・削除等である。

一方、迅速審査の対象とならないものは、G C P 第31条に規定されている下記事項で被験者の安全性に影響を及ぼすと考えられるものである。

- ① 第1項：治験期間が1年を超える場合の継続審査
- ② 第2項：安全性情報に関する継続審査（G C P 第20条第2項、G C P 第26条の6第2項及びG C P 第48条第2項）並びに同意説明文書の改訂（G C P 第54条第3項：ただし、誤字・脱字等の修正は除く）
- ③ 第3項：G C P 第26条の8に規定するモニタリング報告書またはG C P 第26条の9第3項に規定する監査報告書を受け取った場合
- ④ 治験方法（選択・除外基準、検査・処置の変更等）に係るプロトコルの変更。

⑤ 治験責任医師の変更

⑥ その他、医療機関の長が必要と認める場合

なお、進行中の治験において軽微な変更（治験の実施に影響を与えない範囲）を迅速審査で審議した場合には、当該審議結果を直近の治験審査委員会で報告するのが望ましい。

【参考】「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」（薬食審査発第0722014号）での「迅速審査」の規定

・第28条 第2項

1. 治験審査委員会の設置者は、治験審査委員会と協議の上、通常の手続きに関する手順書及び委員名簿を作成すること。なお、手順書には、以下の事項を含む手続きを規定するものとする。（局長通知）

3) エ) 「治験審査委員会により既に承認された進行中の治験に関わる軽微な変更に関して、迅速審査と承認を行う場合の条件を定めること。」

3. 第3号の「会議の運営に関する事項」には、既に承認された進行中の治験に係る軽微な変更について迅速審査を行う場合の条件等の事項が含まれていること。（局長通知）

資料 2

医薬品の臨床試験の実施の基準の運用における 必須文書の構成について

資料2

事務連絡

平成16年10月18日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

医薬品の臨床試験の実施の基準の運用における必須文書の構成について

医薬品の臨床試験の実施の基準の運用に関しては、平成16年7月22日付薬食審査発0722014号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」により定めたところです。今般、当該通知に基づく「(付録) 必須文書の構成について」を別添のとおり作成しましたので、業務の参考として、貴管内関係業者及び医療機関等に対し周知方御配慮願います。

なお、本事務連絡の必須文書における項目は、平成9年5月29日付薬審第445号、薬安第68号厚生省薬務局審査課長、安全課長通知「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」から変更を行ったものではなく、文書化する際の重複や必要性から項目を整理し、文書を合理化することができる例を示すものです。従って、文書の構成等は臨床試験の契約ごとに異なるものと考えられることに留意するよう御了知願います。

資料 3

必須文書の構成について

資料3 必須文書の構成について

平成16年7月22日付薬食審査発第0722014号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」に基づく必須文書の構成を示した。本一覧は、治験の各段階で作成され、保存される文書を、それぞれの内容における関連等を踏まえグループ化し、整理して提示したものである。

治験の段階は、便宜上、第1部：治験開始前、第2部：治験実施中、第3部：治験の終了又は中止・中断後に区分した。一連の文書が治験の異なる段階で作成されることがあるが、本一覧では一連の文書のうち最も早く作成されるものが現れる時期に合わせて記載した。また、当該文書を保存すべきところに○印を付した。医療機関において正本とその写しを保存する場合（例えば、医療機関の長が正本を保存し、治験責任医師が写しを保存する場合）は、「○印（正及び写）」のように記載した。

本一覧中の「必須文書の種類」欄には、該当する必須文書を「文書名」欄に記載し、それと一連の文書として作成・保存される必須文書を「関連する一連の文書」欄に記載した。〔 〕内は医薬品の臨床試験の実施の基準（平成15年6月22日付厚生労働省令第106号により改められた基準）及び薬事法施行規則の関連条文を示した。また、「関連する一連の文書」名の冒頭の文書番号は、中央薬事審議会答申（平成9年3月13日付）の（付録）必須文書一覧の必須文書番号を示した。「説明」欄には当該文書の目的を簡潔に説明した。同欄において、ある文書の内容を他の文書に記載することができる場合には、「・・・記載することができる。」等とし、文書の関係を明確化した。

また、平成16年7月22日付薬食審査発第0722014号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」及び本必須文書の構成において、自ら治験を実施する者が保存しなければならない資料の保存業務は、自ら治験を実施する者が所属する実施医療機関の長に依頼できることと規定されている。本規定は自ら治験を実施する者がその所属する実施医療機関に所属しなくなった場合を考慮し、その所属する実施医療機関の長が当該資料の保存業務を担うことができることと規定したものである。

資料4

必須文書一覽

資料4

必須文書一覧：

〔第1部〕 治験実施前 (注1)

文書名	必須文書の種類	説 明	保存場所		
			医療機関 (注2)	治験 依頼者	自ら治験を実施 する者による治験 医療機関 (注3)
治験審査委員会の運営に関する文書 〔第27条、第28条、第30条〕	関連する一連の文書 1.1 治験審査委員会の設置記録 〔第27条、第28条〕	医療機関の長又は営利を目的としない組織・団体の長が、治験審査委員会(同事務局を含む)を設置したことを示す。1.3 治験審査委員会の運営に関する文書に記載することができる。	○	○	○
	1.3 治験審査委員会の運営に関する文書 〔第28条〕	治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する事項を定めた文書(標準業務手順書)。	○	○	○
	1.8 医療機関外治験審査委員会の委員名簿及び標準業務手順書 〔第30条〕	医療機関の長が、自ら又は共同で設置した以外の治験審査委員会に意見を求める場合、当該治験審査委員会から入手する文書。	○	○	○
治験審査委員会の設置者が保存する記録 〔第28条、第31条、第32条、第34条〕	1.2 治験審査委員会の指名記録 〔第28条〕	治験審査委員会の設置者が治験審査委員会の委員を指名した文書。1.4 1)、2)に記載することができる。	○	○	○
	1.4 治験審査委員会の設置者が保存する記録 〔第34条〕	治験審査委員会の設置者が、規制当局の要請に応じて提示できるように保存する文書。1.2 治験審査委員会委員の指名記録を本文書に記載することができ、 1) 及び2)は通常同一の文書として作成される。 2.1 治験審査委員会の治験の実施状況調査記録を含む。 2.2 治験審査委員会の継続審査記録を含む。	○	○	○
	1) 委員名簿(資格を含む)				
	2) 委員の職業及び所属のリスト				
	3) 提出された文書(第32条参照)				
	4) 会議の議事要旨				
	5) 書簡等				

注1：一連の文書が治験の異なる段階で作成されることがあるが、本一覽では最も早く作成される時期に合わせて記載した。

注2：医療機関の長、治験責任医師等、医療機関で保存する文書・記録全てを示した。

注3：医療機関で保存する文書・記録のうち、自ら治験を実施する者が保存するものを分けて示した。治験責任医師として保存すべき文書・記録は医療機関に含めた。

文書名	必須文書の種類	説 明	保存場所			
			治療機関 (注2)	治療 依頼者	自ら治療を実施 する者による治療	
			医療機関 (注2)	治療 依頼者	医療機関 (注3) 自ら治療を 実施する者	
	関連する一連の文書					
	2.1 治療審査委員会の治療の実施状況調査記録 [第28条、第31条、第32条]	必要に応じて、治療審査委員会が治療の実施状況に関して自ら行った調査結果を示す。1.4 治療審査委員会の設置者が保存する記録に含まれる。	○		○	
	2.2 治療審査委員会の継続審査記録 [第28条、第31条、第32条]	治療審査委員会が、実施中の治療について適切に実施されているか否かを少なくとも1年に1回の頻度で継続的に審査したことを示す。1.4 治療審査委員会の設置者が保存する記録に含まれる。	○		○	
医療機関の治療の実施に関する手順書 [第36条、第38条、第39条、第41条]	1.5 医療機関の治療の実施に関する手順書 [第36条、第38条]	医療機関の長が治療の実施に必要な手続き（治療事務局の設置を含む）を定めた文書。1.12 治療管理の指名記録、1.13 医療機関における必須文書の記録保存責任者の指名記録を記載することができるとができる。	○		○	
	1.11 治療事務局の業務内容に関する文書 [第38条]	医療機関の長が治療事務局の業務内容を定めた文書。	○		○	
	1.12 治療管理者の指名記録 [第39条]	医療機関の長が治療管理者を指名した文書。治療管理者を医療機関内の特定の所属・職位で指名することにより1.5 医療機関の治療の実施に関する手順書に記載することができる。	○		○	
	1.13 医療機関における記録保存責任者の指名記録 [第41条]	医療機関の長が、医療機関において保存すべき必須文書について、それぞれの記録毎に保存責任者を指名した文書。記録保存責任者を医療機関内の特定の所属・職位、又は治療を実施するチームの中での特定の役割で指名することにより1.5 医療機関の治療の実施に関する手順書に記載することができるとができる。	○		○	
医療機関の長が指名した治療分 担医師及び治療協力者のリス ト [第36条、第43条]	1.6 医療機関の長が指名した治療分 担医師及び治療協力者のリスト [第36条、第43条]	治療分担医師及び治療協力者に関する分担業務と分担者のリスト。治療責任医師が作成し、これに基づき医療機関の長が指名したものの。	○	○	○	○ (正及び写)

必須文書の種類		説明	保存場所			
			治療依頼者による治療	治療依頼者	治療機関による治療	治療機関(注3)
文書名	関連する一連の文書	説明	治療機関	治療依頼者	治療機関	自ら治療を実施する者
医療機関の長が治療審査委員会に意見を求める文書 [第30条]	1.7 医療機関の長が治療審査委員会に意見を求める文書 [第30条]	医療機関の長が治療審査委員会に治療の実施について意見を求めた文書。	○		○	
治療審査委員会の意見に係る通知文書 [第32条、第33条、第36条]	1.9 治療審査委員会の通知文書 1)承認文書 2)修正条件付き承認文書 3)却下の決定の文書 [第32条]	治療審査委員会が治療の実施について医療機関の長に通知する文書。本文書の写しは、医療機関の長から1.10 医療機関の長の指示、決定に関する文書とともに治療責任医師、治療依頼者又は自ら治療を実施する者に交付される。	○ (正及び写)	○ (写)	○	○ (写)
	1.30 治療依頼者又は自ら治療を実施する者が医療機関の長から入手する文書	治療審査委員会が治療の実施について審査した場合に、治療依頼者が医療機関との間で治療の契約を締結する前に医療機関の長から入手する文書。又は、治療審査委員会が治療の実施について審査した場合に自ら治療を実施する者が、治療計画を規制当局に提出する前に医療機関の長から入手する文書。	○	○		○
	1) 治療審査委員会の名称と所在地が記された文書 [第36条]	1.9 治療審査委員会の通知文書に記載することができる。				
	2) 治療審査委員会の構成と活動に関する文書 [第36条]	治療審査委員会が本基準に従って組織され、活動している旨を治療審査委員会が自ら確認した文書。1.9 治療審査委員会の通知文書に記載することができ。				
	3) 審査された省令第32条に規定する文書 [第36条]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が必要とする場合。				

必須文書の種類		説 明	保存場所			
			治験依頼者による治験		自ら治験を実施する者による治験	
			医療機関(注2)	治験依頼者	医療機関(注3)	
文書名	関連する一連の文書					
	2.3 治験審査委員会の治験の継続に関する通知文書 1)承認文書 2)修正条付付き承認文書 3)既承認事項の取消しに関する文書 [第32条、第33条]	治験審査委員会が実施中の治験の継続に関して、医療機関の長に通知したことを示す。本文書の写しは、医療機関の長から2.4 治験の継続に関する医療機関の長の指示、決定に関する文書とともに治験責任医師、治験依頼者又は自ら治験を実施する者に交付される。	○ (正及び写)	○ (写)	○	○ (写)
医療機関の長の指示、決定に関する文書 [第32条、第33条、第36条]	1.10 医療機関の長の指示、決定に関する文書 [第32条、第36条]	医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく医療機関の長の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら治験を実施する者に通知する文書。1.9 治験審査委員会の通知文書の写しとともに交付される。	○	○		○
治験責任医師及び治験分担医師の履歴書等の文書 [第6条、第42条]	2.4 治験の継続に関する医療機関の長の指示、決定に関する文書 [第32条、第33条、第36条]	医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく治験責任医師、又は自ら治験を実施する者に通知する文書。2.3 治験審査委員会の治験の継続に関する通知文書の写しとともに交付される。	○	○		○
記名捺印又は署名した治験実施計画書又はそれに代わる文書 [第4条、第7条、第15条の2、第15条の4、第16条、第18条、第21条、第26条の2、第26条の4、第26条の7、第47条]	1.14 治験責任医師及び治験分担医師の履歴書等の文書 [第6条、第42条]	治験責任医師が要件を充足していることを示した履歴書その他の文書及び治験分担医師の履歴書。	○	○	○	
	1.15 記名捺印又は署名した治験実施計画書又はそれに代わる文書 [第7条、第15条の4]	治験依頼者と治験責任医師が治験実施計画書の内容(改訂版を含む)及びこれを遵守して治験を実施することについて合意したことを示すため治験依頼者と治験責任医師が記名捺印又は署名したものの。自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者が作成し、実施医療機関の長及び自ら治験を実施する者が記名捺印又は署名した治験実施計画書又はそれに代わる文書。	○	○	○	○

必須文書の種類		説 明	保存場所		
			治療依頼者による治療	治療依頼者	自ら治療を実施する者による治療
文書名	関連する一連の文書		医療機関(注2)	治療依頼者	医療機関(注3)
1.21	医学専門家の指名記録 [第4条、第15条の2]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が適切な医学専門家を含む専門的知識を有する者を指名した文書。本記録は1.15 治療実施計画書に記載することができる。		○	○
1.35	盲検下の治療薬の割付けコードの閉封手順書 [第16条、第26条の2]	緊急時に、当該治療薬がどの薬剤であるかを直ちに識別でき、かつ盲検性が破られたことを検知できる方法を示す。本手順は1.15 治療実施計画書に記載することができる。	○	○	○
1.41	症例報告書の変更又は修正の手引き書 [第4条、第15条の2、第47条]	症例報告書の変更又は修正に関する手引きとして、治療依頼者又は自ら治療を実施する者が症例報告書の作成及び変更又は修正を行う治療責任医師、治療分担医師及び必要に応じて治療協力者に提供するもの。本手引き書の内容は1.15 治療実施計画書又は症例報告書の見本に記載することができる。	○	○	○
1.43	治療調整医師の選定、治療調整委員会の設置に関する記録 [第18条、第26条の4]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が治療調整医師を選定又は治療調整委員会を設置したことを示す。本記録は1.15 治療実施計画書に記載することができる。		○	○
1.44	治療調整医師、治療調整委員会及び治療責任医師の責務に関する文書 [第18条、第26条の4]	治療調整医師を選定又は治療調整委員会を設置した場合、治療依頼者又は自ら治療を実施する者がそれらの責務を治療開始前に文書で定めたことを示す。本文書の内容は1.15 治療実施計画書に記載することができる。	○	○	○
1.45	評価の統一基準の遵守方法に関する説明文書 [第18条、第26条の4]	多施設共同治療で必要な場合、全ての治療責任医師に対し、臨床上及び検査上の所見の評価に関する統一基準の遵守方法について説明した文書。本文書の内容は1.15 治療実施計画書に記載することができる。	○	○	○

必須文書の種類		説明	保存場所			
			治療機関 (注2)	治療依頼者 による治療	治療機関 (注3)	自ら治療を実施 する者による治療
文書名	関連する一連の文書					
1.48 モニターの指名記録 [第21条、第26条の7]		治療依頼者又は自ら治療を実施する者がモニターを指名した記録。本記録の内容は1.15 治療実施計画書に記載することができる。		○		○
同意文書及びその他の説明文書 [第9条、第15条の6、第51条、第54条]		治療責任医師が治療依頼者の協力を得て作成した文書(修正又は改訂版を含む)。自ら治療を実施する者による治療では自ら治療を実施する者が作成した文書(修正又は改訂版を含む)。	○	○	○	○
治療依頼者又は自ら治療を実施する者の標準業務手順書 [第4条、第14条、第15条の2、第15条の9、第21条、第23条、第26条の7、第26条の9、第26条の12、第47条]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者の標準業務手順書 [第4条、第15条の2]	治療に関する業務が本基準等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。1.18 データの品質管理に関する文書、1.20 治療関連業務割当て記録(記載される場合)、1.25 治療実施計画書及び症例報告書の作成、改訂の手続きに関する文書、1.40 電子データ処理システムのバリデーション等に関する記録、1.42 治療依頼者又は自ら治療を実施する者の指名者による症例報告書の変更又は修正の手順書、1.46 健康被害の補償に関する治療依頼者又は自ら治療を実施する者の手順書、1.49 モニターの要件に関する文書、1.50 モニタリングに関する標準業務手順書、1.54 監査手順書は本手順書に含めることができる。		○		○
	1.18 データの品質管理に関する文書 [第4条、第15条の2]	治療に関連する全てのデータの信頼性とその他の適正な処理を保証するためにデータの取扱いの各段階に品質管理を適用するためのもの。		○		○
	1.20 治療関連業務割当て記録 [第4条、第15条の2]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が治療に関連する全ての業務を確定し、適格な者に割り当てたことを示す。本記録は1.17 治療依頼者の標準業務手順書又は1.15 治療実施計画書に記載することができる。		○		○

文書名	必須文書の種類	説明	保存場所			
			医療機関 (注2)	治験 依頼者	治験依頼者 による治験	自ら治験を実施 する者による治験
	関連する一連の文書					
1.25	治験実施計画書及び症例報告書の作成、改訂の手續きに関する文書 [第4条、第15条の2]	治験依頼者が治験責任医師と協議して、治験実施計画書、症例報告書を作成、改訂する手續き、並びに当該治験の倫理的及び科学的妥当性が裏付けられていることを保証するための手續きに関する文書。		○		○
1.40	電子データ処理システムのバリデーション等に関する記録 [第26条、第26条の12]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、電子データ処理システムを用いる場合、下記事項を行うことを示す。1)当該システムの完全性を保証し、文書化していること、2)標準業務手順書を整備すること、3)データ修正の履歴が残せるようデータベース化されていること、4)データのセキュリティシステムを保持し、バックアップを適切に行うこと、5)データ修正者名簿を作成、管理すること。 1.17 治験依頼者又は自ら治験を実施する者の標準業務手順書に含めることができる。		○		○
1.42	治験依頼者又は自ら治験を実施する者の指名者による症例報告書の変更又は修正の手續き [第4条、第15条の2、第47条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者によって行われる症例報告書の変更又は修正に関する手續き。1.17 治験依頼者又は自ら治験を実施する者の標準業務手順書、及び1.15 治験実施計画書に記載することができる。	○ (写)	○	○ (写)	○
1.46	健康被害の補償に関する治験依頼者又は自ら治験を実施する者の手續き [第14条、第15条の9]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めた文書。		○		○
1.49	モニターの要件に関する文書 [第21条、第26条の7]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者がモニターの要件を定めた文書。		○		○
1.50	モニタリングに関する標準業務手順書 [第21条、第26条の7]	モニタリングに関して治験依頼者又は自ら治験を実施する者が確定した標準業務手順書。		○		○

必須文書の種類		説 明	保存場所		
			治療依頼者 による治療	治療依頼者 による治療	医療機関 (注3) 自ら治療を実施する者
文書名	関連する一連の文書		医療機関 (注2)	治療 依頼者	医療機関 (注3) 自ら治療を実施する者
	1. 54 監査手順書 [第23条、第26条の9]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が監査の対象、方法及び頻度並びに監査報告書の様式と内容を記述した監査手順書。		○	○
検査の基準値及びその範囲の範囲 (修正又は改訂版を含む) [第4条、第15条の2]	1. 19 検査の基準値及びその範囲 [第4条、第15条の2] 2. 26 検査の基準値及びその範囲の最新版 [第4条、第15条の2]	1. 15 治療実施計画書に記載されている医学的検査、臨床検査等の基準値を示す。 医学的検査、臨床検査の最新の基準値及びその範囲並びにこれらの数値の改訂時期を示す。	○	○	○
効果安全性評価委員会 [第19条、第26条の5]	1. 22 効果安全性評価委員会の設置に関する記録 [第19条、第26条の5]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が設置したことを示す。1. 23 効果安全性評価委員会の標準業務手順書に記載することができる。又、1. 15 治療実施計画書に記載することができる。		○	○
	1. 23 効果安全性評価委員会 1) 標準業務手順書 [第19条、第26条の5] 2) 会合の記録 [第19条、第26条の5]	効果安全性評価委員会が作成した標準業務手順書及び全ての会合の記録。		○	○
治療責任医師及び医療機関の選定に関する記録 [第6条]	1. 24 治療責任医師及び医療機関の選定に関する記録 [第6条]	治療依頼者が、治療を適切に実施しうる要件を満たしている治療責任医師及び医療機関を選定したことを示す。		○	
治療計画届書 (控) [規則第66条の3]	1. 28 治療計画届書 (控) [規則第66条の3]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が規制当局に治療計画届書を提出したことを示す。		○	○
治療依頼時又は治療の実施の承認の前に提出した文書 [第10条、第15条の7]	1. 29 治療依頼時又は治療の実施の承認の前に医療機関の長に提出した文書 [第10条、第15条の7]	治療の依頼時又は治療の実施の承認の前に、治療依頼者又は自ら治療を実施する者が医療機関の長に提出した最新の文書。	○	○	○

必須文書の種類		説 明	保存場所		
			治療機関 (注2)	治療 依頼者	自ら治療を実施 する者による治療 医療機関 (注3)
文書名	関連する一連の文書				
治療薬の表示内容 [第16条、第26条の2]	1. 31 治療薬の表示内容 [第16条、第26条の2]	本基準を遵守して治療薬の表示が行われていることを示す(該当する場合には、盲検性が維持されるような方法で表示)。治療薬の容器若しくは被包に記載されている内容がこれにあたる。		○	○
治療薬の製造記録 [第17条、第26条の3]	1. 32 治療薬の製造記録 [第17条、第26条の3]	治療薬GMPに従って治療薬が製造されたことを示す記録。		○	○
治療薬の品質試験成績 [第16条、第26条の2]	1. 33 治療薬の品質試験成績 [第16条、第26条の2]	治療薬が確認試験、純度試験及び含量(又は力価)試験等の規格を満たしていることを示す記録。		○	○
	1. 39 ロットサンプルの分析記録 [第16条、第26条の2]	治療薬がその規格を満たしていることを再確認するために経時的に分析した記録。		○	○
	3. 8 治療終了時の治療薬の品質試験成績 [第16条、第26条の2]	治療薬が使用期間中安定であったことを示す記録。		○	○
無作為割付け原簿 [第16条、第26条の2]	1. 34 無作為割付け原簿 [第16条、第26条の2]	治療薬が無作為に割付けられたことを示す文書。		○	○
治療薬の管理に関する手順書 [第16条、第26条の2、第39条]	1. 36 治療薬の溶解方法その他の取扱方法を説明した文書 [第16条、第26条の2]	治療薬又は自ら治療を実施する者が治療薬の保存条件、使用期限、溶解液及び溶解方法並びに注入器具等を定めた文書で、治療に関する全ての者に知らせるもの。本文書の内容は1.38 治療薬の管理に記載することとがで	○	○	○
	1. 38 治療薬の管理に関する手順書 [第16条、第26条の2、第39条]	医療機関の長又は治療薬管理者が、治療薬の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際し従うべき指示を記載した治療依頼者又は自ら治療を実施する者による手順書。	○	○	○
治療薬の製剤組成を変更した場合の非臨床試験成績 [第5条、第15条の3]	1. 37 治療薬の製剤組成を変更した場合の非臨床試験成績 [第5条、第15条の3]	被験薬又は対照薬の製剤組成が大きく変更された場合に必要ない試験成績(安定性、溶出性又は生物学的利用性等)。		○	○

必須文書の種類		文書名	関連する一連の文書	説明	保存場所		
					治療依頼者による治療 医療機関(注2)	治療依頼者	自ら治療を実施する者による治療 医療機関(注3)
健康被害の補償措置に関する文書 [第14条、第15条の9]	1.47 健康被害の補償措置に関する文書 [第14条、第15条の9]			治療依頼者又は自ら治療を実施する者が、被験者の健康被害の補償を履行するため、保険その他の措置を講じたことを示す文書。			○
当該治療に特有のモニタリングに関する手順書 [第21条、第26条の7]	1.51 当該治療に特有のモニタリングに関する手順書 [第21条、第26条の7]			治療依頼者又は自ら治療を実施する者が当該治療のために特に定めたモニタリングに関する手順書。			○
モニタリング報告書 (治療開始前、治療実施中、治療の終了時) [第4条、第7条、第9条、第15条の2、第22条、第26条の7、第26条の8]	1.52 中央モニタリングに関する手順書 [第21条、第26条の7]			治療依頼者又は自ら治療を実施する者が中央モニタリングを採用する場合に定めた手順書。本手順書の内容は1.51 当該治療に特有のモニタリングに関する手順書に記載することができる。			○
モニタリング報告書 (治療開始前、治療実施中、治療の終了時) [第4条、第7条、第9条、第15条の2、第22条、第26条の7、第26条の8]	1.53、2.31、3.11 モニタリング報告書 (治療開始前、治療実施中、治療の終了時) [第22条、第26条の7]			モニターによる治療開始前の医療機関への訪問及び治療に関連した連絡に関する報告書、モニターによる治療実施中の医療機関への訪問及び治療に関連した連絡に関する報告書、並びにモニターが治療終了時に、医療機関及び治療依頼者における必要な全ての活動が完了し、当該治療実施計画書に関する必須文書が適切にファイルされていることを確認し、治療依頼者又は自ら治療を実施する者に報告する文書。			○
	1.26 治療実施計画書等の提供記録 [第7条]			治療依頼者が、治療責任医師と治療実施計画書及び症例報告書について合意する前に、治療責任医師に治療実施計画書案、症例報告書案及び最新の治療薬概要書その他必要な資料・情報を提供したことを示す(改訂する場合を含む)。本記録は1.53 治療開始前のモニタリング報告書に記載することができ。			○
	1.27 同意文書等の作成に必要な資料の提供記録 [第9条]			治療依頼者が治療責任医師に同意文書及びその他の説明文書の作成に必要な資料を提供したことを示す(改訂する場合を含む)。本記録は1.53 治療開始前のモニタリング報告書に記載することができ。			○

必須文書の種類		説 明	保存場所		
			治療機関 による治験 (注2)	治 験 依頼者	自ら治験を実施 する者による治験 医療機関 (注3)
文書名	関連する一連の文書				
	2. 29 遵守を確保するための措置に関する記録 [第4条、第15条の2、第22条、第26条の8]	治験責任医師、医療機関、治験依頼者又は自ら治験を実施する者のスタッフが治験実施計画書、標準業務手順書、本基準等を遵守していない場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が遵守を確保するべく講じた措置の記録。1. 53、2. 31、3. 11 モニタリング報告書に記載することができる。		○	○
	2. 32 モニタリング報告書の点検とフォローアップに関する文書 [第22条、第26条の8]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、モニタリング報告書に関して行った点検とフォローアップについて、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者が文書化したもの(終了又は中止・中断後を含む)。	○	○	○
監査計画書 [第23条、第26条の9]	1. 55、2. 33 監査計画書 [第23条、第26条の9]	監査部門が監査手順書に基づいて作成したものの。	○		○
開発業務受託機関の標準業務手順書 [第12条、第15条の8]	1. 56 開発業務受託機関の標準業務手順書 [第12条、第15条の8]	治験に関する受託業務が本基準等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。	○ (写)		○ (写)
	1. 58 健康被害の補償に関する開発業務受託機関の手順に関する文書 [第12条、第15条の8]	開発業務受託機関が、治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関とともに当該受託業務により生じた健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めたことを示す文書。	○ (写)	○ (写)	○ (写)
治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関と開発業務受託機関との契約書 [第12条、第15条の8]	1. 57 治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関と開発業務受託機関との契約書 [第12条、第15条の8]	治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に関して開発業務受託機関と契約したことを示す。	○	○	○

必須文書の種類		説明	保存場所		
			治療機関による治療	治療依頼者	自ら治療を実施する者による治療
文書名	関連する一連の文書	説明	治療機関による治療 (注2)	治療依頼者	医療機関 (注3)
自ら治療を実施する者又は実施医療機関と治療施設支援機関との契約書 [第39条の2]	自ら治療を実施する者又は実施医療機関と治療施設支援機関との契約書 [第39条の2]		自ら治療を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に関して治療施設支援機関と契約したことを示す。	○	○
健康被害の補償に関する治療施設支援機関の手順に関する文書 [第15条の9、第39条の2]	健康被害の補償に関する治療施設支援機関の手順に関する文書 [第15条の9] [第39条の2]	治療施設支援機関が、自ら治療を実施する者又は実施医療機関とともに当該受託業務により生じた健康被害に要する費用その他の損失を補償する手順を定めたことを示す文書。	○ (写)	○ (写)	○ (写)
治療の契約書又は承認書 [第13条、第15条の7]	1. 59 治療の契約書又は承認書 [第13条、第15条の7]	治療の実施に関して、治療依頼者と医療機関 (さらに、治療依頼者が業務の一部を委託する場合) については、その受託者が合意した文書。自ら治療を実施する者の治療では医療機関の長が自ら治療を実施する者の提出した資料に基づき治療の実施を承認した文書。	○	○	○
	1. 60 治療に係わる金銭の支払いに関する文書 [第13条]	治療に係わる金銭の支払いについて、治療依頼者と医療機関との間で取り決めた文書。本文書の内容は1. 59 治療の契約書に記載することができる。	○	○	
治療に関するその他の合意文書 [第13条]	1. 61 治療に関するその他の合意文書 [第13条]	治療責任医師及びその他の治療に関与する全ての者と治療依頼者との治療契約書及び治療実施計画書以外の合意文書。	○	○	
治療薬概要書 (改訂版を含む) [第8条、第15条の5、第20条、第26条の6]	1. 62 治療薬概要書 [第8条、第15条の5、第20条、第26条の6]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が治療の実施に必要な非臨床及び臨床試験の成績をまとめた文書。	○	○	○
治療薬概要書のデータ提供部門の承認記録 [第8条、第15条の5]	2. 34 治療薬概要書の改訂版 [第8条、第15条の5、第20条、第26条の6]	治療依頼者又は自ら治療を実施する者が作成した治療薬概要書の改訂版。	○	○	○
	1. 63 治療薬概要書のデータ提供部門の承認記録 [第8条、第15条の5]	治療薬概要書の内容に関して、そのデータを提供した専門部門の承認を得たことを示す。	○	○	○ (必要に応じ)

必須文書適用検討一覧：
〔第2部〕 治験実施中 (注1)

文書名	必須文書の種類	説明	保存場所			
			医療機関 (注2)	治験 依頼者	自ら治験を実施 する者による治験	医療機関 (注3) 自ら治験を 実施する者
医療機関での治験薬の保管・管理記録 〔第39条〕	関連する一連の文書 2.5.3.5 医療機関での治験薬の保管・管理記録 〔第39条〕	医療機関の長又は治験薬管理者が、治験依頼者又は自ら治験を実施する者の定めた手順書及び本基準を遵守して治験薬を保管、管理していることを示す記録。	○	○ (写)	○	○ (写)
治験実施計画書の逸脱記録 〔第46条〕	3.6 治験薬の投与記録 〔第39条〕	治験実施計画書に規定された量の治験薬が被験者に投与されたことを示す記録。本記録は2.5、3.5 医療機関での治験薬の保管・管理記録に記載することができる。	○		○	
治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更の記録 〔第46条〕	2.6 治験実施計画書からの逸脱記録 〔第46条〕	治験責任医師が全ての逸脱とその理由等を説明した記録。2.7 治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更の記録は本記録にも残される。	○ (写)	○	○ (正及び写)	
治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更の記録 〔第46条〕	2.7 治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更の記録 〔第46条〕 1) 治験責任医師→医療機関の長→治験審査委員会 2) 治験責任医師→治験依頼者	医療上やむを得ない理由のために、治験責任医師が逸脱又は変更を行った場合、その内容及び理由等を記述した通知文書。	○	○	○	
治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更に関する文書 〔第46条〕	2.8 治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更に関する文書 〔第46条〕 1) 治験審査委員会の承認の文書 2) 医療機関の長の了承の文書 3) 治験依頼者の合意の文書	治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更について、治験審査委員会が承認、医療機関の長が了承及び治験依頼者が合意したことを示す文書。 1) は医療機関の長宛 2) は治験責任医師宛 3) は医療機関の長宛	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	
治験の変更に関する治験責任医師の報告書 〔第46条〕	2.17 治験の変更に関する治験責任医師の報告書 〔第46条〕	治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更に関する報告書。	○	○	○	○